

会議概要書	
会議の名称	令和7年度第2回袋井市国民健康保険運営協議会
担当部課名	市民生活部保険課
会議の開催日時	令和7年12月25日（木）午後1時30分～午後3時00分
会議の開催場所	袋井市役所5階第1委員会室
出席者	袋井市国民健康保険運営協議会委員 14名 (被保険者代表4名、保険医・薬剤師代表4名、公益代表4名、被用者保険代表2名) 事務局 7名 (市民生活部長、保険課5名、納税課1名)
議題	報告事項 1 「子ども・子育て支援金制度」の創設に係る国民健康保険税の改正について

概要	
発言者	議事の経過、発言内容等
事務局	<p>1 開会 (定足数の確認) 委員14名全員が出席しているため、袋井市国民健康保険運営協議会規則第5条（委員の半数以上の出席）の規定により、本日の会議は成立していることを報告した。</p>
市長	<p>2 保険者あいさつ</p> <p>委員の皆様にはこの1年お世話になり、国保事業に際してご理解とご協力をいただき、感謝申し上げる。</p> <p>先月、国民健康保険中央会主催の「国保制度改革強化全国大会」に出席した。大会では、国保財政の基盤強化に向けた財政支援の充実や、高額療養費制度については、セーフティネットとしての役割や保険制度の持続可能性等を勘案して見直しを行うこと、医療・保健・介護人材の確保や地域偏在の解消、公立病院等に医療提供体制を確保するための支援強化など、12項目の決議が採択された。この中では、「子ども・子育て支援金制度」についても国民の理解が十分得られるよう丁寧な周知・広報等を行うこと、国保の運営に対し必要な財政措置を講じることも求められている。</p> <p>子ども・子育て支援金制度については、次世代を担う子どもたちと子育て世帯を社会全体で支え、直面している少子化・人口減少に対する重要な施策である。</p> <p>本制度創設による国保税の改正は、国からの政令や省令の発出が遅れており、不確定要素が多い状況となっている。そのような中でも皆様には早期に情報をお伝えするため、現段階での情報と市が想定した条件に基づき試算を行ったので事務局から説明申し上げる。</p> <p>限られた時間ではあるが、忌憚のないご意見を賜りたい。</p>

概要	
発言者	議事の経過、発言内容等
会長	<p>3 会長あいさつ</p> <p>委員の皆様には、師走のお忙しい中、協議会に出席をいただき誠に感謝申し上げる。</p> <p>この10月には高市政権が発足し、健康保険も現役世代の負担軽減や、高齢者の負担割合などが議論に上がり、国への影響も今後心配をされるというところである。</p> <p>さて、本日は、少子化対策の財源確保を目的とした、7月の運営協議会で説明があったが、令和8年度から国保税とともに徴収される子ども子育て支援金分について説明がある。</p> <p>現時点では、確定していないという部分もあるため、シミュレーションというような形で試算をし、本日は情報提供という形になろうかと思う。</p> <p>新たな仕組みということで、皆様から様々な意見をお聞かせいただきながら、理解を進めていきたいと考えている。</p> <p>よろしくお願ひしたい。</p>
	※市長退席
事務局	<p>4 議事</p> <p>報告事項1について説明</p> <p>1 「子ども・子育て支援金制度」の創設に係る国民健康保険税の改正について</p>
事務局	前回、高橋委員からご質問いただいた財源のスキームについて、県へ確認をしたところ、県の支払い先は、社会保険診療報酬支払基金であり、法令により国は納付金の徴収事務を社会保険診療報酬支払基金に行わせることが可能となっているという回答があったので報告する。
委員	子ども・子育て支援金分の子どもの分は、均等割を10割軽減ということであるが、他の医療分等も均等割をなくすなど将来を見据えた形で進めるべきと思うが市はどのように考えているか。
事務局	県の国保の運営方針に基づき、賦課方式を決定しているため、医療分等の均等割について、現段階で廃止することは考えていない。 厚生労働省の社会保障審議会では、国保の子どもの均等割について、高校生程度まで拡充したらどうかという話題も出ている。 法令等に基づき対応してまいりたい。
委員	子ども・子育て支援金分も同様に低所得者に対する軽減措置を講じることであるが、約6割が軽減世帯であり、中間所得層に負担増が生じると考えられるが、あくまでも総額を国保加入者で負担するう考えでよいか。

概要	
発言者	議事の経過、発言内容等
事務局	現段階での軽減措置に基づき、対応をしていく。
会長	軽減措置を講じた分を他の加入者が負担するという考えでよいか。
事務局	所得に応じて軽減措置を講じる7割、5割、2割軽減分については、保険基盤安定負担金として国や県からの補助金が充てられる。
会長	子ども・子育て支援金分はどうか。
事務局	子ども・子育て支援金についても、同じ措置が講じられるとされている。
委員	保険基盤安定負担金をもって、不足分を賄うということであるが、一方で、県の基金は支出を抑えると聞いているが、どのような関係性か。
事務局	保険基盤安定負担金は公費で、もう一方の県の財政安定化基金は、別のもので、県の対応となる。
委員	資料や説明から大変複雑で、わかりづらく、職員の苦労がわかる。法律で決まったことで諱々と進めていくしかないが、聞かれた時に一人いくらぐらい上がると伝えたらよいか。
事務局	4ページのシミュレーションの表のとおりだが、年金収入で課税標準額が0円の場合は、7割軽減の対象となり年税額500円程度、軽減の対象になるか、ならないかで大きく変わるために、一概にいくらと言いくらい。 次回2月の運営協議会で、詳細な金額をお示しできる予定である。 今回はシミュレーションということでご理解いただきたい。
委員	こども家庭庁では、国民健康保険1人250円としており、年税額で3,000円である。 市の納付金（仮算定）を18歳以上加入者数で割り返すと一人あたり3,500円となっている。 これだけみても割高であるし、所得のある世帯などは、標準保険料率で試算すれば16,500円とのこと、格段の差がある。 国民皆で平等に負担するということから非常に乖離があると受け取った。

概要	
発言者	議事の経過、発言内容等
事務局	<p>おっしゃるとおり。 こども家庭庁が示した1人当たりの250円には落ち着かない。 そして、まだ賦課限度額が示されていない。 それによっても変わっていく。 次回2月の運営協議会では、お伝えできると思う。</p>
委員	<p>今回の協議会において、所得割と均等割の金額のおよその方向性を出すということであれば、1つの意見として、袋井市の人口構成は、他市との比較で生産人口が少し多いこと、中間所得層の子育て世帯に利益があるということを考えると①の0.25%、1,700円の均等割が実情に即していると考える。</p>
事務局	<p>試算を重ねていく中で、標準保険料率との乖離が生じてしまうことで、今後において急激な負担になってしまうことを心配しており、委員がおっしゃるとおり、シミュレーション①あたりではないかという感触でいる。</p>
委員	<p>本当に算定が難しいと思う。 また、約6割が軽減措置が適用される世帯であるということにも驚いた。 今後、高齢者がより増加して子どもが減るという傾向の中で税収の落ち込みも現実的に考えられると思うが、被用者保険では何かあった時のために準備金があるが国保ではどうか。</p>
事務局	<p>所得が少ない加入者が多いという国保の特徴があり、収納率100%を目指すことが難しい。 子ども・子育て支援金については、他の制度への支援を目的としており、右から左へ流れてしまうもので、県へ支払う納付金4,800万円余は確保したいところである。 制度導入初年度ということもあり、現時点で国保事業基金の活用は考えていないが、万が一必要額の確保が難しい状況になった場合には、国保事業基金の活用も考えていかざるを得ない。 今後は、子ども・子育て支援金分も含めて、医療分等とあわせて激変緩和のため基金の活用を考えていきたい。</p>
委員	<p>子育て世帯や一般市民にとってわかりにくいのではないか。 それを踏まえ市民にどのように説明をしていくのか。</p>
事務局	<p>8の今後のスケジュールをご覧いただきたい。 市民への周知は広報2月号、5月号、ホームページ上で行っていく。 2月号では制度、5月号では、税率、税額等を周知していく予定である。</p>

概要	
発言者	議事の経過、発言内容等
会長	子ども・子育て支援金は、なぜ医療保険からなのか釈然としないところがあるが、丁寧に説明をしていただきたい。
委員	最終ページに令和8年度の仮算定の金額が掲載されているが、子ども・子育て支援金だけでも4,800万円の増額、昨年度と比較して1億円程度の増額、医療費の値上がり等々で約半分の5,000万円が増額となっている。このことからもこの仮算定額からもっと差額が生じるのではないかと思う。結果が出たら早めに皆さんにお知らせしていただきたい。
会長	今後、診療報酬が改定される。そのことも影響してくるのではないか。わかりやすく説明をしていただきたい。
	(全ての議事が終了)
事務局	<p>5 その他</p> <p>事務局から次回の運営協議会日程と報酬の支払いについて説明</p>
事務局	6 閉会